

改正

平成16年12月20日条例第34号
平成17年12月20日条例第75号
平成19年3月23日条例第2号
平成21年3月30日条例第2号
平成21年12月25日条例第52号
平成27年9月18日条例第57号
平成28年3月22日条例第2号
平成29年3月24日条例第2号
平成29年6月27日条例第29号
平成30年3月30日条例第3号

宮崎市個人情報保護条例

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - ロ 個人識別符号が含まれるもの
- (2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。
- (3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- (5) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (8) 公文書 実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- ロ 一般の利用に供することを目的として保有しているもの
- ハ 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発に努めなければならない。

- 2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

- 2 この条例に基づく請求をしようとする者は、この条例により保障された権利等を正当に行使しなければならない。

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- 4 前3項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に係る個人情報を取り扱う事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条、次条及び第9条において同じ。）を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務において、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。

- (7) 他の実施機関から収集する場合であつて、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
 - (8) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「国等」という。）から収集する場合であつて、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
- 3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるとき。
(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であつて、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 国等に提供する場合であつて、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
- (7) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために当該個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他当該個人情報を提供することについて特別の理由があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、特定個人情報を利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を利用することができる。ただし、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
(提供先に対する制限等)

第9条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講じるよう求めることができる。
(電子計算機の結合による提供の制限)

第10条 実施機関は、実施機関以外のものとの間において、通信回線での電子計算機の結合による個人情報の提供（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方式によるものに限る。）を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(個人情報 の 適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(外部委託に伴う措置等)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託するとき、又は本市が設置する公の施設(以下単に「公の施設」という。)の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるときは、当該委託契約又は当該管理に係る協定において、委託を受けたもの又は公の施設の指定管理者が講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたもの又は公の施設の指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 次に掲げる者は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。

(1) 開示請求に係る個人情報の本人が未成年者又は成年被後見人(以下「未成年者等」という。)であるときは、その法定代理人

(2) 開示請求に係る個人情報が特定個人情報であるときは、当該特定個人情報の本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)

(開示請求の手続)

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)により、実施機関に請求しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報 の 開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定により、本人に対しても開示することができないとされている個人情報

(2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの

(3) 本市、本市が設立した地方独立行政法人又は国等が行う調査、争訟、交渉、監督、検査等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの

- (4) 開示することにより、個人の生命、身体若しくは財産の保護又は行政上の取締り、犯罪の捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる個人情報
- (5) 本市又は本市が設立した地方独立行政法人と国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められるもの
- (6) 開示請求者以外のものに関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの権利利益を害するおそれがあると認められるもの
- (7) 未成年者等の個人情報であって、法定代理人に開示することが、本人の利益に反すると認められるもの
- (8) 特定個人情報であって、任意代理人に開示することが、本人の利益に反すると認められるもの
(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示決定等)

第18条 実施機関は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、期間の経過により当該個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。

4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 開示請求に係る個人情報に本市、本市が設立した地方独立行政法人、国等及び開示請求者以外のもの（以下この条、第26条第3号及び第27条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第25条第1項第2号及び第26条第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第20条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 実施機関は、前項の規定により個人情報を開示する場合において、当該個人情報が記録された公文書の保存に支障が生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより開示することができる。

3 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(簡易開示)

第21条 実施機関が開示することについて明らかに支障がないとしてあらかじめ定めた個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示請求があったときは、第18条第1項の規定にかかわらず、開示決定等をしないで、速やかに開示するものとする。この場合において、開示は、前条第1項の規定にかかわらず、規則で定める方法により行う。

3 第14条第2項の規定は、前2項の規定により開示請求をする者及び開示を受ける者について準用する。

(訂正請求)

第22条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の手續)

第23条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に請求しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める部分及び訂正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正決定等)

第24条 実施機関は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正決定等をしたときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正する旨の決定をしたときは、訂正請求に係る個人情報を訂正したうえ、訂正請求者に対し、第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

5 第18条第4項の規定は、訂正決定等について準用する。

(個人情報の提供先への通知)

第24条の2 実施機関は、前条第4項の規定により個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。））に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求)

第24条の3 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条から第24条の5までにおいて同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

- (1) 次のいずれかに該当する場合 当該個人情報の利用の停止又は消去
イ 第7条の規定に違反して収集されたとき。
ロ 第8条又は第8条の2の規定に違反して利用されているとき。
ハ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
ニ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。
 - (2) 第8条又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- 2 第13条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

（利用停止請求の手続）

第24条の4 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に請求しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

（利用停止決定等）

第24条の5 実施機関は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、利用停止決定等をしたときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をする旨の決定をしたときは、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしたうえ、利用停止請求者に対し、第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。
- 5 第18条第4項の規定は、利用停止決定等について準用する。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第24条の6 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第25条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに同条第2項に規定する意見書の写し（当該反論書及び意見書の写しにあつては、提出があつた場合に限る。）を添えてしなけれ

ばならない。

(本市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第25条の2 本市が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(諮問をした旨の通知)

第26条 第25条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第27条 第19条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(審査会の設置等)

第28条 第25条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、宮崎市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、この条例の規定によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第29条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された審査請求に係る個人情報の開示を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第29条の2 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第29条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合

において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第29条の4 審査請求人等は、審査会に対し、第29条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項において同じ。))にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付に係る手数料は、無料とする。この場合において、当該交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写し又は書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第29条の5 第25条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第29条の6 審査会は、第25条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第30条 第28条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第31条 削除

(手数料等)

第32条 この条例の規定(第29条の4第4項を除く。次項において同じ。)に基づく請求に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(苦情への対応)

第33条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第34条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応じるものとする。

(他の制度との調整等)

第35条 他の法令等の規定により自己に関する個人情報の開示、訂正、利用停止その他これらに類するものの手続が定められているときは、その定めるところによる。ただし、特定個人情報の開示については、当該他の法令等又はこの条例の定めるところにより行うことができる。

2 この条例は、一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

(施行の状況の公表)

第36条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の措置)

第37条 本市が出資している法人(本市が設立した地方独立行政法人を除く。)で規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第12条第2項に規定する委託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報(公文書に記録されているものに限る。以下この条、次条及び第42条において同じ。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第40条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第41条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第42条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示又は第21条第2項の規定による開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条中宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴くことに係る部分並びに第28条及び第30条の規定は、同年7月1日から施行する。

(宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和59年条例第13号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、この条例の施行の日以後速やかに」とする。

4 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項の規定により宮崎市個人情報保護審議会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。

5 この条例の施行の前に行われた旧条例第10条又は第11条の規定による申請に係る開示、訂正又は削除については、なお従前の例による。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

6 佐土原町、田野町及び高岡町(以下「3町」という。)の編入(次項及び第8項において「編入」という。)の際現に3町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、佐土原町、田野町及び高岡町の編入の日以後速やかに」とする。

7 編入の際現に田野町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和63年田野町条例第7号。以下「田野町条例」という。)第8条ただし書の規定により田野町個人情報保護審査会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。

8 前項に定めるもののほか、編入の前日に佐土原町個人情報保護条例(平成17年佐土原町条例第1号)、田野町条例及び高岡町個人情報保護条例(平成17年高岡町条例第1号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

(清武町の編入に伴う経過措置)

9 清武町の編入の際現に同町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、清武町の編入の日以後速やかに」とする。

10 清武町の編入の前日に清武町個人情報の保護に関する条例(平成17年清武町条例第36号)の規

定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成16年12月20日条例第34号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第75号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第2号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第52号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成27年9月18日条例第57号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に公立大学法人宮崎公立大学において行われている個人情報を取り扱う事務についての第1条の規定による改正後の宮崎市個人情報保護条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、宮崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年条例第57号）の施行の日以後速やかに」とする。

- 3 この条例の施行の前に行われた第1条の規定による改正前の宮崎市個人情報保護条例第31条の規定による是正の申出に対する処理については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月22日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置の原則）

- 2 行政庁（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに公立大学法人宮崎公立大学をいう。以下同じ。）の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月24日条例第2号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成29年6月27日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第11条第2項の改正規定、「き損」を「毀損」に改める部分に限る。）及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に行われている要配慮個人情報を取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、この条例の施行の日以後速やかに」とする。

（準備行為）

- 3 改正後の第6条第1項に規定する届出及び第7条第3項の規定による収集の制限のために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の前においても、行うことができる。

（宮崎市情報公開条例の一部改正）

4 宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

5 宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）